

小樽市指名競争入札参加資格者名簿登録規則第10条の規定により、令和5・6・7年度において、小樽市（水道局及び病院局を含む。）が発注する物品購入等及び設計等（道路除雪等業務）の競争入札に参加する者の資格、申請の時期及び方法等について、次のとおり公示します。

小樽市長 迫 俊 哉

第1 競争入札参加資格について

1 資格の種類

（1）物品購入等（14種）

物品の購入、製造の請負、修繕（改造を含む。）、賃貸借、委託業務（測量委託、工事に係る調査、設計委託及び道路等維持業務を除く。）、役務の提供及び物品の売払い

（2）設計等（道路除雪等業務）

2 資格の要件

（1）基本的資格要件

次の①～⑥までのいずれかに該当する者は、資格の種類に関係なく、競争入札の参加資格審査申請をすることができません。

① 契約を締結する能力を有しない者（ただし、特別な理由がある場合を除く。）

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者

④ 次のア～キのいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。（ただし、その事実があった後、審査基準日において既に3年を経過した者については、この限りではない。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 前記ア～カの規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行

に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ⑤ 小樽市税に滞納がある者
- ⑥ 消費税及び地方消費税に滞納がある者

(2) 資格の種類ごとの申請受付期間と要件

物品購入等及び設計等（道路除雪等業務）の資格審査基準日は次のとおりです。（締切当日消印有効）

	申請受付期間	審査基準日
1	令和6年12月2日～令和6年12月27日	令和6年12月1日
2	令和7年1月6日～令和7年1月31日	令和7年1月1日
3	令和7年2月3日～令和7年2月28日	令和7年2月1日
4	令和7年3月3日～令和7年3月31日	令和7年3月1日
5	令和7年4月1日～令和7年4月30日	令和7年4月1日
6	令和7年5月1日～令和7年5月30日	令和7年5月1日
7	令和7年6月2日～令和7年6月30日	令和7年6月1日
8	令和7年7月1日～令和7年7月31日	令和7年7月1日
9	令和7年8月1日～令和7年8月29日	令和7年8月1日
10	令和7年9月1日～令和7年9月30日	令和7年9月1日
11	令和7年10月1日～令和7年10月31日	令和7年10月1日
12	令和7年11月4日～令和7年11月28日	令和7年11月1日

ア 物品購入等の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

また、営業に関し、法令の規定による許認可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許認可、免許、登録等を受けていること。

イ 設計等（道路除雪等業務）の資格要件

審査基準日において、引き続き除排雪業務を5年以上営んでおり、かつ次の要件を全て満たしていること。

I 除雪機械を保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること

地域総合除雪に必要な除雪機械（※1）のうち、いずれかを1台以上保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること

※1）地域総合除雪に必要な除雪機械とは、モーターグレーダ（ブレード巾 3.7m以上）、タイヤショベル（プラウ・バケット標準山積容量 1.2 m³以上）、小型ロータリ（搭乗式 40～130 p s）、大型ロータリ（搭乗式 200 p s 級以上）、ブルドーザ（16 t）、バックホウ（ホイール型 0.2～0.45 m³又はクローラ型 0.6 m³級以上）、砂散布装置付トラック（専用車含む。ホッパ容量 1.5 m³以上、トラックは 4 t 以上）のこと

II 除雪業務を履行する能力があること

次の全ての事項を満たしていることが必要

- ・審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があること
- ・資本金の額が300万円以上であること
- ・除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり、次の要件を全て満たす者が1人以上いること
 - a 5年以内に「除雪機械技術講習会」（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の講習会）を修了していること
 - b 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了していること
- ・2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のうちいずれかの資格を取得している者が1人以上いること

3 資格の登録有効期間

	審査基準日	資格の登録有効期間
1	令和6年12月1日	令和7年2月1日～令和8年3月31日
2	令和7年1月1日	令和7年3月1日～令和8年3月31日
3	令和7年2月1日	令和7年4月1日～令和8年3月31日
4	令和7年3月1日	令和7年5月1日～令和8年3月31日
5	令和7年4月1日	令和7年6月1日～令和8年3月31日
6	令和7年5月1日	令和7年7月1日～令和8年3月31日
7	令和7年6月1日	令和7年8月1日～令和8年3月31日
8	令和7年7月1日	令和7年9月1日～令和8年3月31日
9	令和7年8月1日	令和7年10月1日～令和8年3月31日
10	令和7年9月1日	令和7年11月1日～令和8年3月31日
11	令和7年10月1日	令和7年12月1日～令和8年3月31日
12	令和7年11月1日	令和8年1月1日～令和8年3月31日

第2 資格審査の申請について

- （1）対象業種 物品購入等及び設計等（道路除雪等業務）
- （2）申請方法 書留郵便（一般、簡易問わず）による郵送又は持参により提出
- （3）申請先 〒047-8660
小樽市花園2丁目12番1号
小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ
- （4）申請書類 小樽市ホームページからダウンロード

※小樽市独自様式となります。

北海道市町村入札参加資格共同審査システムの市町村統一様式による申請書類の提出はできません。

（5）変更届について

申請内容に変更があったときは、速やかに「競争入札参加資格申請内容変更届」を提出してください。

(6) 合併、会社分割及び事業譲渡の届出について

合併、会社分割及び事業譲渡が行われた場合は、速やかに「競争入札参加資格者合併等届」を提出してください。

第3 その他

1 競争入札参加資格者名簿について

全業種について資格審査の結果は、市のホームページへの掲載又は契約管財課窓口での閲覧により公表します。(登録者のみを掲載した名簿形式)

2 問合せ先

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館5階

電話 (0134)32-4111 内線237、239

Fax (0134)23-0675

E-mail : keiyaku@city.otaru.lg.jp

小樽市ホームページ <http://www.city.otaru.lg.jp>